

平成24年6月11日

酒販協同組合 御中

石川県酒販協同組合連合会
会長 杉山 一夫

商品券販売に関するリスク管理のための指針

1 はじめに

石川県酒販協同組合連合会は、商品券事故の再発防止を図るため、商品券販売に関するリスク管理の在り方を以下のとおり提示する。

各酒販協同組合（以下「組合」という。）は、これらの趣旨を理解し、適切に対応することとする。

2 一般口の取引について

① 組合窓口における販売

現金又は小切手による販売とする。

但し、急な用で配達先から等の理由で自宅に戻ってくる余裕がない場合

最少必要な掛売販売は可とする。但し、翌日決済とする。

② 委託先における販売（但し、委託先において決済を行なっている組合員の場合）

現金又は小切手による販売とする。

3 葬祭関係を伴う取引について

① 一般酒販店の場合

3枚入500セット・2枚入500セットのいずれかを上限とし掛売を認める。

支払期日は掛売発生日から（7～10日）又は（7～14日）とする。

（いずれか各々の組合にて選択する。）

② 葬祭業者を得意先に持つ一般酒販店の場合

1回の取引を3枚入500セット・2枚入500セット・バラ券1,000枚のいずれかを上限とする。

上限を超えた場合役員に連絡し了承を得る。

支払期日は掛売発生日からイ（7日～14日）ロ（30日）ハ（毎月20日締め
の月末支払い）とする。但し、各期間中の売上総額の上限を500万円とする。

（いずれか各々の組合にて選択する。）

組合窓口・委託先にも適用する。

4 組合と委託先について

委託先の決定

組合員の利便性を考慮しつつも委託先の資質と件数を検討し決定する。

委託先での記帳

全酒協指定の商品券受払帳を発行する。又はそれに替る伝票を発行する。

委託先においては受入、払出の記帳を作成する。

委託先の預け枚数

大瓶バラ券 1, 000枚以内・3枚入500セット

但し、委託先での販売実績を検証し、1ヵ月分を超えないこと。

預け金の精算について

最低月1回精算する。

但し、販売枚数が通常より多い場合、この限りではなく適正に対処する（精算回数を月2～3回にする）。

委託先の在庫確認

毎月末に帳簿と現物が合致しているか確認事務を行なう。

現地に赴く。

その他

- ① 大口取引先（酒販店）との間で契約書を結ぶ。
- ② 組合において必要と思われる酒販店と契約書を結ぶ。
- ③ 委託先との間で契約書を結ぶ。